

大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業  
重要な契約条件の説明書補足説明資料

別添 3 要求水準等の未達等に係る違約金について

## ◆違約金について

違約金については、要求水準等に関する事業者によるセルフモニタリングや市によるモニタリングの確実な実施による工事及び業務品質の確保を前提としつつも、事業者が工事及び業務の適正な履行について十分に意識し、自らの責任において着実に本事業を実施することを促し、不適正な事象の発生を抑止力としての仕組みとなるよう、要求水準等未達や事業者帰責の契約解除の際に求めるものである。

### 1 事業期間中における要求水準等未達違約金

#### (1) 違約金の請求

市によるモニタリングの結果、事業者による本事業の実施状況が、要求水準等未達と認められる場合、その発生が事業者の責による場合のほか、指定の是正期限を経過した場合などの事象が生じた場合、市は、その態様（非違性、有責性）及び当該要求水準等未達により生じた事態に応じ、次のア及びイに掲げる違約金を事業者に請求する。

#### ア 制裁としての違約金

##### (ア) 要求水準等未達発生等にかかる違約金

表1のとおり、市は事業者に対して制裁としての違約金を請求する。

事業期間中の要求水準等未達が、事業期間後に判明した場合についても、本事業は地中に水道管を埋設するという事業の性質上、契約期間中に分かりえない要求水準等未達は存在する可能性があることから、適正な業務品質の確保、不適正な施工の抑止の観点から、事業者は表1のうち未達の発生、同一事例の再発及び（イ）の違約金についてはこれを支払うこととし、事業者が解散した場合には、構成企業が連帯して引き受けることとする。

表1 要求水準等未達の違約金

未達の態様		違約金の額			想定される具体例
非達性	有責性	未達の発生	指定是正期限の経過	同一事例の再発	
軽微な要求水準等未達	不可抗力	不徴収	1日につき2万円(※)	不徴収	○災害等の発生に起因した資材調達の遅れ等工事工程に影響のないもの
	経過失	不徴収	1日につき5万円	1年以内の再発1件につき20万円	○提出書類の不備、遅延(工事完成物に影響のないもの) 例)・記載項目漏れ等 ○セルフチェックの抜け、漏れ(施工管理の確認に影響がないもの) 例)・施工計画書の記載不足等 ○安全管理上の不備(損害を生じないもの) 例)・教育訓練(新規入場者、安全講習)の未実施
	故意又は重過失	1件につき10万円	1日につき10万円	半年以内の再発1件につき50万円	上記のうち故意又は重大な過失によるもの
その他の要求水準等未達	不可抗力	不徴収	1日につき5万円(※)	不徴収	○災害等の発生に起因した業者手配の遅れ等全体工事工程に影響があるもの
	経過失	1件につき10万円	1日につき10万円	半年以内の再発1件につき40万円	○提出書類の不備、遅延(工事完成物に影響のあるもの) 例)・調整日の遅延となる調整図不備・安全上影響のある仮設計算書の不備 ・設計、施工のやり直しを要する設計図面、構造計算書の不備 ・金額の影響が大きい工事内訳書(設計資料)の不備 ○セルフチェックの抜け、漏れ(施工管理の確認に影響があるもの) 例)・工事写真の未撮影(他の書類により施工状況が確認できるものを除く)・材料伝票の不備 ○安全管理上の不備(損害を生じるもの) 例)・安全誘導の不備 ○市への報告遅延 例)・工事に起因する事故の報告遅延 ○市が承認した設計書等と異なる施工 例)・埋設深さ、離隔の相違(事前協議で他企業等の了承を得たものを除く)・埋戻土の転圧不足 ・ポリエチレンスリーブの被覆忘れ・給水管の接合替漏れ(図面に記載のない給水管をを除く) ・断通水作業計画に基づかない断通水作業の実施 ○市の承認を得ない業務実施 例)・承認を要する設計変更の未承認で実施・管路構成計画の変更の未承認 ・道路占用許可の未調整又は再調整を受けない施工 ○埋設物管理者との離隔協議の失念、交通管理者との事前協議の失念 ○規格に適合しない材料の使用 ○地元調整の未実施 ○住民苦情対応の不備 ○市職員、道路管理者、警察の指示への未対応、暴言 ○市、工事関係者、第三者への損害 例)・重機の接触・家屋、塀等の損傷
	故意又は重過失	1件につき20万円	1日につき20万円	半年以内の再発1件につき100万円	上記のうち故意又は重大な過失によるもののほか、 ○提出書類の偽造、改ざん
軽微な法令、条例等違反	経過失(非達性が著しく低いもの)	不徴収	1日につき5万円	1年以内の再発1件につき20万円	○環境対策重機等の部分的な不使用 ○工事車両の一時的な駐車違反 ○建設業法違反(工事看板の記載不備、契約締結前の工事着手)
	経過失(上記以外)	1件につき10万円	1日につき10万円	半年以内の再発1件につき40万円	○個人情報(10件未満かつ個人の特定が容易でない情報(給水管理設置位置、口径等)の漏洩) ○環境対策重機等の不使用 ○工事車両の恒常的な駐車違反
	故意又は重過失	1件につき20万円	1日につき20万円	半年以内の再発1件につき100万円	上記のうち故意又は重大な過失によるもの
その他の法令、条例等違反	経過失	1件につき20万円	1日につき20万円	半年以内の再発1件につき80万円	○個人情報の漏洩(10件以上又は個人の特定が容易である情報(氏名、住所、電話番号等)の漏洩) ○無許可工事(道路占用、道路使用等)、許可条件違反(時間帯、交通処理図、ガードマン配置不足)、未申請作業(下水放流等) ○労働安全衛生法違反(作業員の危険防止義務違反)等 例)・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の未選任 ○法令に違反した委託先の選定 例)・継手、穿孔資格なし・本市指定給水装置工事事業者以外のもの・産廃処分・運搬資格なし
	故意又は重過失	1件につき40万円	1日につき40万円	半年以内の再発1件につき200万円	上記のうち故意又は重大な過失によるもののほか、 ○建設業法違反(有資格者の不在・資格期限切れ、配置技術者の偽装等) ○産業廃棄物の不法投棄

※不可抗力による要求水準等未達について  
不可抗力であっても、今後同様の事例が起きないように、市と協議して是正措置再発防止策を定めた場合、当該再発防止策を指定是正期限内に実施しなかった場合には違約金の対象とする。

- 注1 「軽微」とは、手続上の不備等であって本事業の進捗や工物品質に影響する可能性がないと認められるものをいう。
- 2 軽微な法令・条例等違反の経過失である事象のうち、手続き上の不備や恒常的でないもので、その非達性が著しく低いものについては、不徴収とする。
- 3 有責性における「故意」「過失」は、SPCの従業員だけでなく、SPCからの請負事業者やその下請事業者等の従業員の故意又は過失についても、SPCの故意又は過失とみなす。
- 4 「法令・条例等」とは、法律及び政令並びに条例のほか、これらの規定による委任を受けて定められた省令その他の命令及び地方公共団体の機関が定める規則その他の規程をいい、条例及び地方公共団体の機関が定める規則その他の規程については、本市だけでなく他の地方公共団体のものも含む。

## (イ) 要求水準等未達の影響にかかる違約金

表1の違約金に加え、必要な措置を行わない等、事業者の責により要求水準等未達となり、次のような事態を生じさせたとき（不可抗力による場合を除く。）は、AからEに定める額の違約金を徴収する。

### A 本事業の工事完成物への影響を生じさせたとき

- a 影響の除去・回復（要求水準等未達の解消）が容易であるとき  
（再度の掘削を必要としないようなものに相当するもの）

1件につき 500万円

例)・市が承認した設計書等と異なる施工のうち掘削せずに再施工できるもの

- b 影響の除去・回復（要求水準等未達の解消）に相当の期間（数か月以上）を要するとき  
（再度の掘削、工事のやり直しが求められるものに相当するもの）

1件につき 5000万円

例)・市が承認した設計書等と異なる施工のうち掘削して再施工する必要があるもの（埋戻材の出荷証明書の偽造、無許可の存置、図面と異なる配管）

### B 安定給水・水質その他の本市水道事業への影響を生じさせたとき

- a 影響が限定的かつ一時的（数日程度。以下同じ）なものであるとき

1件につき 500万円

例)・1万戸未満のにごり水、水質事故

- b 影響が一時的なものであるとき 1件につき 5000万円

例)・1万戸以上で応急給水が必要なにごり水、水質事故

### C 水道事業以外の本市事業への影響を生じさせたとき

（工事に伴う漏水、陥没）

- a 影響が限定的かつ一時的なものであるとき 1件につき 20万円

例)・消火栓の破損

- b 影響が一時的なものであるとき 1件につき 200万円

例)・本市施設、市有財産の損傷

- ・市主催イベントの遅延、中止
- ・下水道工事の遅延等本市発注工事への支障

#### D 市民その他の第三者に損害を生じさせたとき

- a 負傷者を生じさせたとき 1件につき 500万円

例)・イに該当するものを除く入院又は継続的な通院を必要とする負傷者の発生等

- b 重大な事故を生じさせたとき 1件につき 1000万円

例)・重傷者（1か月以上の治療を要するもの）の発生等

- c 財産に障害を生じさせたとき（物損事故） 1件につき 50万円

例)・概ね100万円以上の損害の発生

#### E 工事関係者等に損害を生じさせたとき

- a 負傷者を生じさせたとき 1件につき 150万円

例)・イに該当するものを除く入院を必要とする負傷者、休業4日以上を要する負傷者の発生等

- b 重大な事故を生じさせたとき 1件につき 300万円

例)・重傷者（1か月以上の治療を要するもの）の発生等

※D・Eについては、作業員個人の不注意に起因し、事業者の安全管理上や業務管理上の責任を問えない場合を除く。

#### イ 損害賠償としての違約金

アの違約金とは別に、要求水準等の未達により本市が受ける損害については、その都度本市に実際に生じた損害の賠償を求めることとする。

## 2 事業期間満了時の未完了違約金

### (1) 違約金の請求

事業期間満了時（令和14年3月31日。ただし、市と事業者の協議によって、事業者の責に帰さない事由により事業期間を延長した場合は、当該延長後の事業期間満了時）に事業者による本事業の実施状況が、事業者の責に帰すべき事由により、事業契約書に定める業務を完了せず要求水準等未達と認められた場合、市は次のア及びイに掲げる違約金を事業者に請求する。

## ア 制裁としての違約金

市は事業者に対して制裁としての違約金として、事業期間満了時における未完了部分の契約金額（※）の10%に相当する額を請求する。

### ※ 事業期間満了時における未完了部分の契約金額

事業期間満了時の契約金額の総額（3－（2）－ア※参照。ただし、「契約解除時点」を「事業期間満了時」に読み替える。）から、事業期間満了時点で、要求水準等に従って適正に履行された出来形に応じた金額及び支払済みの特別目的会社経費の金額を控除した額をいう。

## イ 損害賠償としての違約金

アの違約金とは別に、市は事業者に対して本市の損害に係る違約金として、（ア）（イ）いずれかにより算定した額を請求する。なお、本市が受けた実際の損害額が本違約金の額を超えるときは、その超過額についても別途事業者に賠償請求を行う。

### （ア） 事業期間が延長されず未完了のまま事業を終了するとき

事業期間満了時における未完了部分の契約金額の10%に相当する額。

### （イ） 4年を限度として事業期間が延長され更新事業を実施するとき

延長して更新事業を実施した年毎に表2に定めた率に、前年終了時における未完了部分の契約金額を乗じた額を、更新事業を完了した年まで合計した額（ただし、表2に定める率は年率とし、更新事業を完了した年に、当該年の額を計算する場合、1年に満たないときは日割りで計算する。）。

ただし、完了までに要した年は、事業期間満了日の翌日から起算し、事業者の責めに帰すべき事由により延長した期間をいい、事業期間が事業者の責めに帰さない事由により延長された場合は、当該延長期間は含めないこととする。

表2 違約金算定に用いる率

年	率（年率）
1年目	2.5%
2年目	4.375%
3年目	6.25%
4年目	8.125%
4年目超	10%

**（計算例）事業期間終了時：未完了部分の契約金額が10億円、事業期間を1年8か月延長**

1年目で8億円、2年目（8か月：243日とする）で2億円の相当する業務を履行した場合。

$$\begin{aligned} \text{違約金額} &= 10 \text{ 億円} \times 2.5\% + \frac{(10 \text{ 億円} - 8 \text{ 億円})}{1} \times 4.375\% \times (243 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) \\ &\quad \uparrow \text{1年目終了時における未完了部分} \\ &= 30,825,342 \text{ 円（円未満切り捨て）} \end{aligned}$$

### 3 契約解除違約金

**（1）契約解除事由となる要求水準等未達事項**

市は、次のア～カに掲げる要求水準等未達が発生したときは、契約解除することができる。

ア 要求水準等の未達に係る是正措置並びに影響の除去・回復（要求水準等未達の解消）及び市民その他の第三者、工事関係者等への損害賠償について、本市からの催告を受けたにもかかわらず、これらの措置を実施しない又は実施する見込みがないこと。

イ 事業計画に対して著しい事業実施の遅延が生じ、本市から遅延解消のための対策を求めたにもかかわらず、当該対策を講じない又は講じる見込みがないこと。

ウ 本事業又は本市の信用を失墜させる重大な法令・条例等に関する違反があったこと。

エ 1－（1）－ア－（イ）－Bに記載のものに該当しない、限定的又は一時的なものにとどまらない安定給水・水質その他の本市水道事業への影響を生じさせ

たこと。

- オ 1－(1)－ア－(イ)－Cに記載のものに該当しない、限定的又は一時的なものにとどまらない水道事業以外の本市事業への影響を生じさせたこと。
- カ 多数の市民その他の第三者、工事関係者等に多大の損害を生じさせたこと。

【参考】その他の事業者帰責による契約解除事由例（詳細については、一般的な契約書で定められる事項を事業契約書で記載予定。）

- 事業者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手續又はこれらに類似する手續について事業者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- 事業者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- 基本協定書の当事者が、独占禁止法に違反した場合
- 事業者又はその親会社等（PFI法第9条第4号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。）の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。
  - ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取り扱われている者
  - ・ 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これと同様に取り扱われている者
  - ・ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令等による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - ・ 暴力団に関与していると認められるとき
  - ・ PFI法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者又はその取消しの日前30日以内に当該取り消された者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
  - ・ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- 事業者の財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、

本事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。

## (2) 違約金の請求

事業者の責に帰すべき事由により契約解除を行った場合、市は次のア及びイに掲げる違約金を事業者に請求する。また、契約解除の際、1—(1)に掲げる違約金の支払義務がある場合、事業者は本違約金とは別に支払うものとする。

### ア 制裁としての違約金

(1) ア～カの要求水準等未達事項の発生により本契約の解除を行った場合、イの違約金とは別に、市は事業者に対して制裁としての違約金として、契約解除時点の契約金額の総額(※)の10%に相当する額を請求する。

ただし、暴力団に関与していることが認められたことにより本契約の解除を行った場合は、契約解除時点の契約金額の総額(※)の20%に相当する額を請求する。(暴力団の関与についての詳細は、一般的な契約書で定められる事項を事業契約書で記載予定)

※ 契約解除時点の契約金額の総額(以下「契約解除時点の契約金額総額」)  
次の①・②の合計を契約解除時点の契約金額の総額とみなす。

- ① 契約解除時点で、詳細設計を完了したもの、契約解除時に引き渡し済みのもの等、工事費等の精算を行い金額確定したもの(契約解除時点で支払済みの特別目的会社経費を含む)については、事業契約書記載の契約金額のうち当該部分の金額は精算を反映させた金額。
- ② ①以外のもの(精算を行っていないもの。(契約解除時点で未払いの特別目的会社経費を含む。))については、事業契約書記載の契約金額のうち当該部分の金額。ただし、契約解除時点で履行困難路線と市が認定したものについては、事業契約書記載の契約金額のうち当該部分の金額(履行困難路線に係る工事費等を支払った路線は除く)を除く。

### イ 損害賠償としての違約金

(1) ア～カの要求水準等未達事項の発生により本契約の解除を行った場合、又は事業契約書に記載のその他の事業者帰責による契約解除事由(事由例:(1)

【参考】に記載)により本契約の解除を行った場合、市は事業者に対して、本

市の損害に係る違約金として契約解除時における未完了部分の契約金額（※）の10%に相当する額（独禁法違反については、これに加えて契約解除時点の契約金額総額の20%に相当する額を加算。独占禁止法違反についての詳細は、一般的な契約書で定められる事項を事業契約書で記載予定）を請求する。

なお、本市が受けた実際の損害額が本違約金の額を超えるときは、その超過額についても別途事業者に賠償請求を行う。

※ 契約解除時における未完了部分の契約金額

契約解除時点の契約金額の総額（3－（2）－ア※参照。）から、契約解除時点で、要求水準等に従って適正に履行された出来形に応じた金額及び支払済みの特別目的会社経費の金額を控除した額をいう。

図 各違約金の徴収について

<p>事業期間中の要求水準未達の場合</p>	<p>制裁としての違約金⇒1（1）ア（ア）及び（イ）</p> <p style="text-align: center;"><b>+</b></p> <p>損害賠償としての違約金⇒1（1）イ</p>
<p>事業期間満了時における要求水準未達（事業未完了）の場合</p>	<p>制裁としての違約金⇒2（1）ア</p> <p style="text-align: center;"><b>+</b></p> <p>損害賠償としての違約金⇒2（1）イ（ア）又は（イ）</p>
<p>要求水準等未達による契約解除の場合</p>	<p>制裁としての違約金⇒3（2）ア</p> <p style="text-align: center;"><b>+</b></p> <p>損害賠償としての違約金⇒3（2）イ</p>
<p>その他の契約解除の場合</p>	<p>損害賠償額としての違約金⇒3（2）イ</p> <p><small>※暴力団関与による契約解除の場合は、上記に加えて制裁としての違約金 3（2）ア</small></p>